

新図書館基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新県立図書館・高知市立市民図書館（本館）の一体的な整備のための基本構想を策定するため、新図書館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、新図書館の基本構想について、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 新図書館のあり方、役割及び機能に関すること。
- (2) 施設（規模・構成）及び設備に関すること。
- (3) 建設場所に関すること。
- (4) 管理及び運営に関すること。
- (5) 単独と合築の比較検討に関すること。
- (6) その他基本構想策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、高知県教育長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は、14名以内とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、新図書館等基本構想策定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。
- 3 委員会は必要に応じ、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月22日から施行する。